

令和6年度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜田市監査委員

監 第 145 号
令和 7 年 8 月 15 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 满

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 6 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の着眼点	1
第 4	審査の主な実施内容	1
第 5	審査の期間	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	7
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	13
(5)	令和 5 年度数値から見た県内 8 市の比較	17
(6)	令和 5 年度数値から見た類似団体 4 市の比較	18
3	資金不足比率の状況	19
4	まとめ及び意見	21
〈参考〉	10 年間の健全化判断比率の推移	24
	人口 1 人当たりで見た類似団体比較（令和 5 年度）及び財政力指数（令和 5 年度）	27

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 2 「0.0」とは、0 又は表示単位未満のものである。
- 3 「—」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

令和 6 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 令和 6 年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和 6 年度浜田市公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 令和 6 年度浜田市特別会計歳入歳出決算及び令和 6 年度浜田市公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の計数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、浜田市監査基準に準拠した審査手続きにより実施した。

第 5 審査の期間

令和 7 年 6 月 2 日から同年 8 月 15 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

法令等の区分		本市の該当会計	比 率		
			健全化判断	資金不足	
一般会計等	一般会計	一般会計		実質率赤字	
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)		連結実質赤字比率	
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）			
		国民健康保険特別会計（直診勘定）			
		駐車場事業特別会計			
		後期高齢者医療特別会計		実質公債費比率	
	公営企業会計（法適用企業）	水道事業会計			将来負担比率
		工業用水道事業会計			
		下水道事業会計			
一部事務組合、広域連合		島根県市町村総合事務組合			
		島根県後期高齢者医療広域連合			
		浜田地区広域行政組合			
地方公社、第三セクター等		浜田市土地開発公社、三セク等			

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計は、令和6年度より公共下水道事業会計と会計統合し、下水道事業会計となった。そのため、令和6年度以降は、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の数値は計上されておらず、各数値は下水道事業会計に含んで計上されている。

※浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合は、令和3年12月末で解散した。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

2 健全化判断比率の状況

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表 1 健全化判断比率の推移

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	% —	% —	% —	% 12.41	% 20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.41	30.00
(3) 実質公債費比率	10.8	10.5	9.5	25.0	35.0
(単年度比率)	(11.13)	(9.52)	(7.93)		
(4) 将来負担比率	20.9	6.3	3.7	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計とともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和 6 年度の各健全化判断比率に対するもの。

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、浜田市の財政規模に応じた基準。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

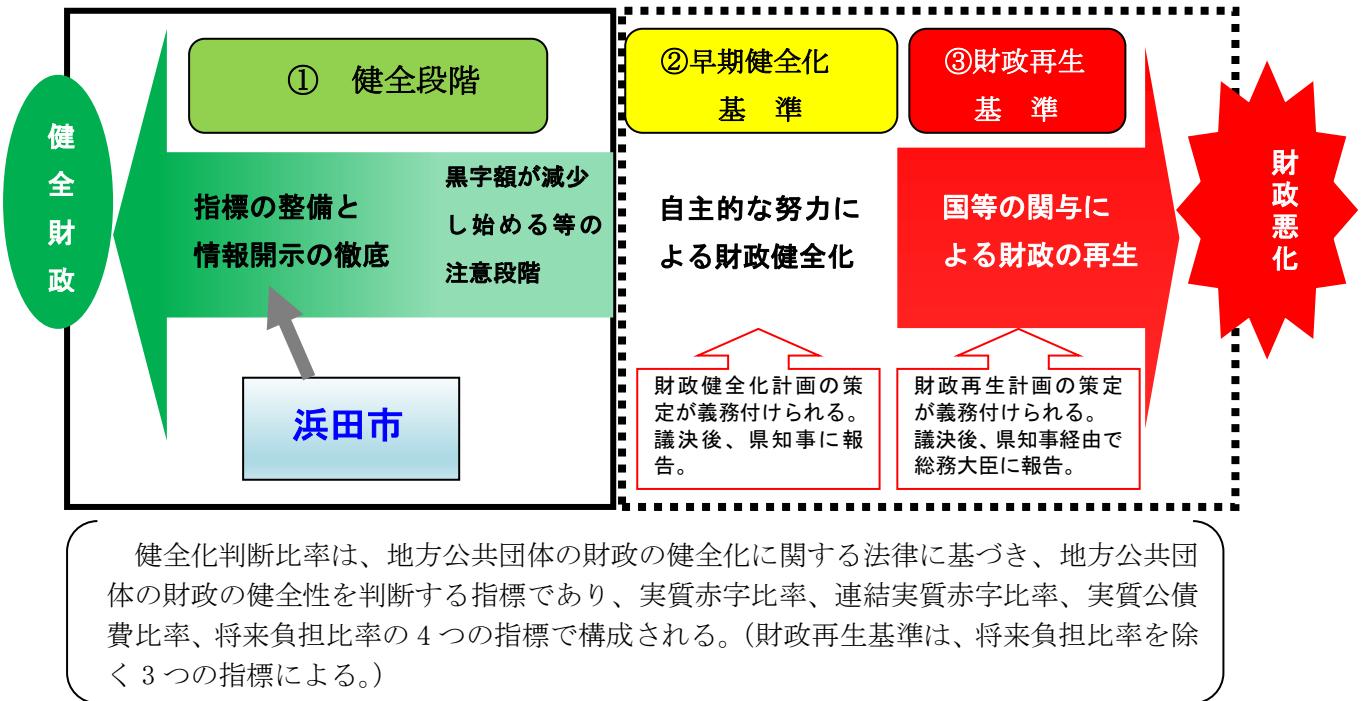
実質公債費比率は 9.5% で、前年度に比べ 1.0 ポイント低下（改善）している。早期健全化基準（25.0%）、財政再生基準（35.0%）を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は 7.93% で、前年度よりも 1.59 ポイント低下（改善）している。

将来負担比率は 3.7% で、前年度に比べて 2.6 ポイント低下（改善）している。なお、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

浜田市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると浜田市の財政は健全段階の範囲にあると認められる。

図 1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質収支額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。※黒字である場合、負の値（△）で表示される。

【計算式】	一般会計等の実質赤字額 (A)	9億272万7千円
実質赤字比率	=	△4.32 =
	標準財政規模 (B)	208億6,316万円

一般会計等実質収支額(A)は、9億272万7千円の黒字で、実質赤字比率は△4.32%（△は、黒字を意味している。以下同じ。）となり、算定されないことを確認した。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

区分	令和4年度	令和5年度 (b)	令和6年度 (a)	増減(a) - (b)
実質赤字比率 (A / B)	△5.43 %	△4.06 %	△4.32 %	△0.26 ポイント

表3 一般会計等における収支の状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳入総額	421,0383,3	402,4002,4	419,4821,7	17,0819,3	4.2
歳出総額	407,0378,5	392,3554,6	409,5364,0	17,1809,4	4.4
歳入歳出差引額	14,0004,8	10,0447,8	9,9457,7	△,990,1	△1.0
翌年度に繰り越すべき財源	2,9504,4	1,6020,4	9,185,0	△,6835,4	△42.7
一般会計等実質収支額 (A)	11,0500,4	8,4427,4	9,0272,7	5845,3	6.9

(歳入総額について)

歳入総額は419億4,821万7千円で、前年度比で17億819万3千円（4.2%）増加している。

主な要因は、地方債の増や繰上償還に伴う減債基金繰入金の皆増等による繰入金の増が挙げられる。繰入金は21億5,575万5千円となり、前年度比11億4,673万1千円（113.6%）増となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減等により、国庫支出金は56億4,480万7千円で、前年度比4億2,215万4千円（7.0%）の減少となっている。

地方交付税は109億6,041万2千円となり、前年度比2億907万8千円（1.9%）の減少となった。

市税は97億7,940万8千円となり、前年度862万1千円（0.09%）の減となっている。主な要因は、個人市民税と法人市民税の減によるものである。

翌年度に繰り越すべき財源については、まちづくり振興基金を財源とした飲料水安定確保事業等全体で9,185万円であり、前年度はふるさと応援基金を財源とした公園環境整備対策

事業等全体で1億6,020万4千円であったため、前年度比で6,835万4千円(42.7%)の減少となっている。

(歳出総額について)

歳出については409億5,364万円となり、前年度比で17億1,809万4千円(4.4%)の増加となっている。

主な要因は、エコクリーンセンター基幹改良工事による浜田地区広域行政組合負担金の増により、補助費等が62億2,800万6千円となり前年度比で15億6,303万2千円(33.5%)増加したことや、給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当新設等により、人件費が64億8,016万円となり前年度比で4億4,837万7千円(7.4%)増加したことが挙げられる。

一方で、長期債元金の減に加え、資本費平準化債の制度拡充に伴い、公共下水道事業及び農業集落排水事業に対する繰出金が4億9,067万円となり前年度比で3億1,334万円(39.0%)減少している。なお、令和6年4月から、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水事業特別会計は公営企業会計に移行し、「補助費等」・「投資及び出資金」として支出する形となった。

その結果、歳入決算額及び歳出決算額はともに増となり、歳出決算額の増が大きかったことから歳入歳出差引額は減となったものの、翌年度に繰り越すべき財源の減により、実質収支は結果として5,845万3千円(6.9%)増加している。

但し、剩余金は地方財政法第7条において、翌年度中に二分の一を下らない金額を積み立てることとなっており、残りが超過収入となった国や県からの支出金に対する返還金の財源となる。約9億円の黒字の内、約2億円については翌年度に国へ返還するものであるため、実態としては算定上の金額より低い額となることには留意が必要である。

表4 標準財政規模の内訳

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		対前年度比較		
	億	万 千円	億	万 千円	億	万 千円	増減額	増減率	
標準税収入額等	88	37978	111	33182	115	25432	392250	3.5	
普通交付税額	112	52962	95	49101	92	91688	△257413	△2.7	
臨時財政対策債発行可能額	2	53949		96531		46040	△50491	△52.3	
合計(標準財政規模)(B)	203	44889	207	78814	208	63160	84346	0.4	

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

(標準財政規模について)

実質赤字比率の分母となる標準財政規模(B)は、208億6,316万円で、前年度に比べ8,434万6千円(0.4%)増加している。主な要因は以下のとおりである。

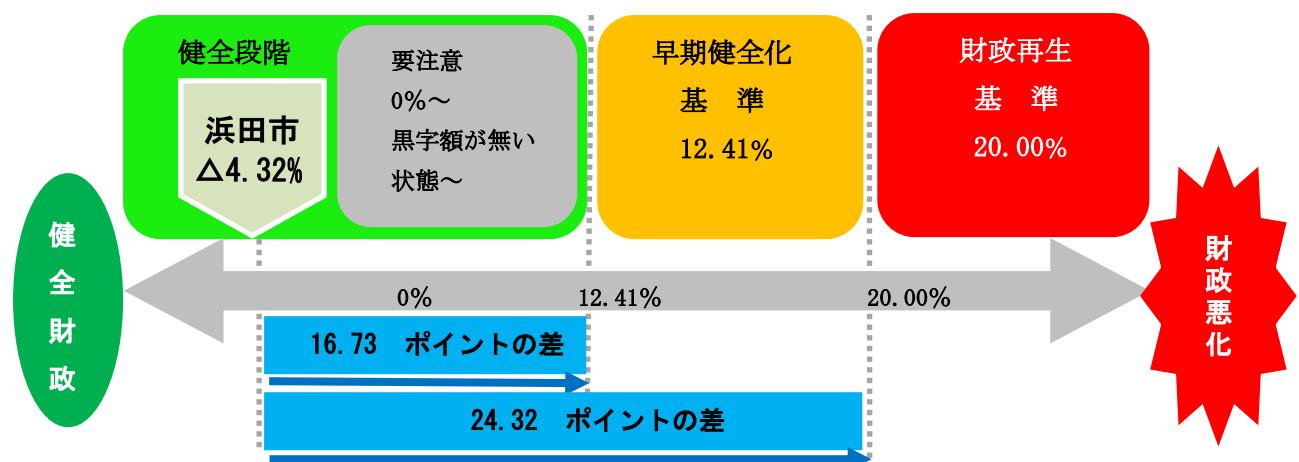
まず、標準税収入額等は115億2,543万2千円となり前年度比で3億9,225万円(3.5%)増加している。法定普通税について、主に固定資産税の増額により増となっており、各種交付

金は減となったものの、地方譲与税等は増となっている。

普通交付税は92億9,168万8千円で、前年度比で2億5,741万3千円(2.7%)減少している。個別算定経費について、前年度に継いで追加交付があり基準財政需要額は増となったものの、法定普通税の増によって基準財政収入額が増となり、基準財政収入額の増による影響が基準財政需要額の増による影響よりも大きいため、全体では減額となっている。

臨時財政対策債発行可能額は4,604万円となり、前年度比5,049万1千円(52.3%)減少となっている。財源不足額は減、補正係数は微増となり、財源不足額の減による影響が大きいため、減額となっている。

図2 《【実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剩余额（あるいは不足額）の合計額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

【計算式】	連結実質赤字額 (A+B)	25 億 1,749 万 7 千円
連結実質赤字比率	=	△12.06 =
	標準財政規模 (C)	208 億 6,316 万円

連結実質収支額は、25 億 1,749 万 7 千円の黒字で、前年度に比べ 5,539 万 1 千円 (2.2%) 黒字が減少している。また、分母の標準財政規模が、前年度に比べ 8,434 万 6 千円 (0.4%) 増加しているものの、連結実質赤字比率は△12.06% となり、算定されないことを確認した。

（※黒字である場合、負の値（△）で表示される）

表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区分	令和 4 年度	令和 5 年度 (b)	令和 6 年度 (a)	増減 (a) - (b)
連結実質赤字比率 ((A+B) / C)	% △13.64	% △12.38	% △12.06	ﾎﾟｲント 0.32

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剩余额					
		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
一般会計等 (A)	一般会計	11 0500 4	8 4427 4	9 0272 7	5845 3	6.9	
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	2576 7	729 3	321 4	△407 9	△55.9	
	国民健康保険特別会計（事業勘定）	0	0	0	0	—	
	駐車場事業特別会計	373 0	0	0	0	—	
	後期高齢者医療特別会計	2193 9	2180 7	2420 5	239 8	11.0	
	水道事業会計	12 3561 8	12 7948 4	11 3410 6	△1 4537 8	△11.4	
	工業用水道事業会計	3 6262 6	3 8057 5	3 9362 3	1304 8	3.4	
	下水道事業会計	2178 5	2120 4	5962 2	3841 8	181.2	
	公営企業(法非適用)	農業集落排水事業特別会計	15 9	1174 7	—	△ 1174 7	皆減
		漁業集落排水事業特別会計	7	171 8	—	△ 171 8	皆減
		生活排水処理事業特別会計	6 9	478 6	—	△ 478 6	皆減
合計（連結実質収支額） (A+B)		27 7670 4	25 7288 8	25 1749 7	△ 5539 1	△2.2	
標準財政規模 (C)		203 4488 9	207 7881 4	208 6316 0	8434 6	0.4	

一般会計等の実質収支額は、(1) の実質赤字比率で記載したとおり 9 億 272 万 7 千円となり、前年度より 5,845 万 3 千円 (6.9%) 増加している。

(公営事業会計における実質収支について)

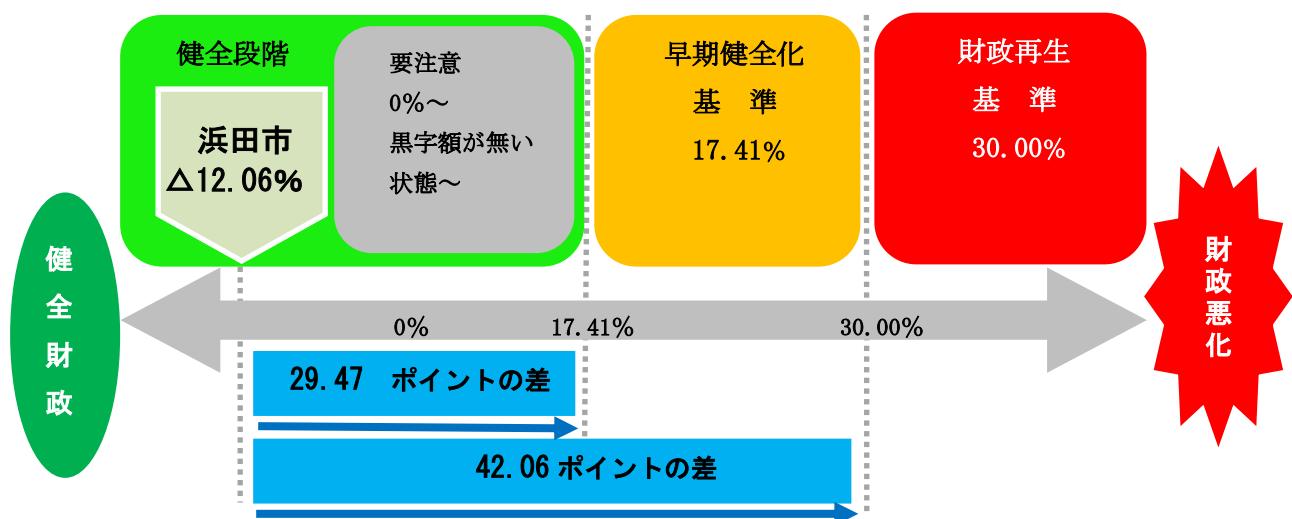
一般会計等以外で増減の大きい会計は、国民健康保険特別会計 (事業勘定) 実質収支額が、321 万 4 千円となり、前年度比 407 万 9 千円 (55.9%) の減少となっている。

水道事業会計の実質収支額は、11 億 3,410 万 6 千円となり、前年度比 1 億 4,537 万 8 千円 (11.4%) の減少となっている。令和 6 年度決算においては、算定上の流動資産の減少が、流動負債 (建設改良企業債分を除く) の減少を上回ったためである。

下水道事業会計については、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計と統合し、算定上の流動資産の増加が、流動負債の増加を上回ったため、実質収支額は 5,962 万 2 千円となり、前年度比で 3,841 万 8 千円 (181.2%) 増加している。国の方針に基づいて、浜田市においても財務情報を適切に把握して事業を行うため、令和 2 年度から地方公営企業法の適用を実施しているが、一般会計からの基準外繰入金により黒字を維持している実態がある。令和 6 年度からは会計統合により、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計も地方公営企業法の適用となったものの、資本費平準化債の制度拡充により令和 6 年度の一般会計からの基準外繰入金は、1 億 8,703 万 1 千円となり、前年度比 846 万 1 千円 (4.3%) の減少となっている。今後見込まれる管渠の更新や市街地整備において多額の経費が生じることから引き続き繰入金に依存することが予想される。今後も、地方公営企業法の適用により明らかとなる経営成績や財政状況の分析結果に基づき、経営効率化を図り、汚水私費の原則に則って適正な料金の在り方についても検討していくことが求められる。

なお、下水道事業会計以外にも、地方公営企業法非適用の会計である国民健康保険特別会計 (直診勘定) において一般会計からの赤字補填を行っており、一般会計からの基準外繰入金の額は 7,133 万 4 千円となっている。

図 3 《 【連結実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

(3か年平均)

この比率が 18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$9.5 = \frac{\left[\begin{array}{c} 48億8,408万1千円 \\ + \\ 7億7,380万7千円 \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 1億3,896万5千円 \\ + \\ 41億9,754万2千円 \end{array} \right]}{208億6,316万円 - 41億9,754万2千円}$$

(7.93)

実質公債費比率は、3か年平均(令和4年度から令和6年度)が 9.5%となり、前年度に比べ 1.0 ポイント低下（改善）し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

単年度では 7.93%となり、前年度と比べ 1.59 ポイント低下（改善）している。

表 7 実質公債費比率の推移

区分	令和4年度	令和5年度(b)	令和6年度(a)	増減(a) - (b)
実質公債費比率（3か年平均） ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	10.8 %	10.5 %	9.5 %	△1.0 ポイント
実質公債費比率（単年度）	(11.13)	(9.52)	(7.93)	(△1.59)

図 4 実質公債比率の推移

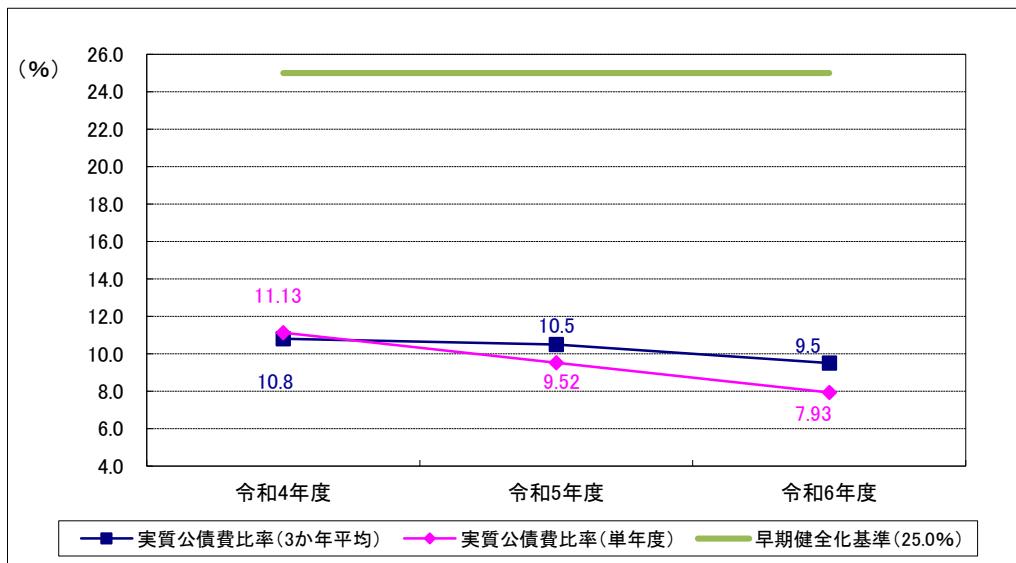


表8 実質公債費比率の内訳

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 53 9918 9	億 万 千円 50 6845 9	億 万 千円 48 8408 1	億 万 千円 △1 8437 8
	準元利償還金 (B)	11 6066 3	10 8017 1	7 7380 7	△3 0636 4
	特定財源(控除) (C)	8944 0	8585 9	1 3896 5	5310 6
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	47 3281 5	45 1408 7	41 9754 2	△3 1654 5
	分子合計 (A+B)-(C+D)	17 3759 7	15 4868 4	13 2138 1	△2 2730 3
(分母)	標準財政規模 (E)	203 4488 9	207 7881 4	208 6316 0	8434 6
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	47 3281 5	45 1408 7	41 9754 2	△3 1654 5
	分母合計 (E-D)	156 1207 4	162 6472 7	166 6501 8	4 0089 1
実質公債費比率 (単年度)		% 11.13	% 9.52	% 7.93	ポイント △1.59
実質公債費比率 (3か年平均)		10.8	10.5	9.5	△1.0

分子については、以下のとおりである。

(元利償還金について)

元利償還金（繰上償還除く）は48億8,408万1千円で、前年度と比べ1億8,437万8千円（3.6%）減少している。平成18年度の66億1,264万2千円をピークに減少が続き、平成27年度の46億8,436万2千円まで減少したが、平成28年度算定から増加に転じ、その後6年間連続で増加となっていたが、令和4年度算定からは再び減少となり、今回算定においても対前年度1億8,437万8千円の減少となった。これは、県貸付金等の新発債の償還が増（R3借入：市町村振興資金2億円（借入額）等）となっているものの、令和4年度まで増加傾向にあった合併特例債の償還額が減少していることや、これまでの繰上償還の実施に伴う臨時財政対策債の償還額の減少が主な要因となっている。

(準元利償還金について)

準元利償還金全体は7億7,380万7千円で、前年度と比べ3億636万4千円（28.4%）の減少となっている。これは、水道事業及び下水道事業の元利償還金の減に伴う元利償還金に対する繰出基準額の減のほか、資本費平準化債の制度拡充に伴う下水道事業における資本費平準化債借入額の増により算入される元金償還金が減となったことによる。

(特定財源について：元利償還金及び準元利償還金から控除)

元利償還金及び準元利償還金から控除する財源については、令和5年度臨時財政対策債償還基金費の皆増により、特定財源（地方債を財源とする貸付金の償還金と公営住宅使用料等）が1億3,896万5千円で、前年度比で5,310万6千円（61.9%）増加している。

特定財源については、市が支援する学校法人への貸付金の返済分も含まれるため、今後も経営状況を注視しながら確実な返済がされるよう努められたい。

(基準財政需要額算入額について：元利償還金及び準元利償還金から控除)

分子から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（公債費のうち交付税措置される額）は41億9,754万2千円で、前年度比3億1,654万5千円（7.0%）

減となっている。

事業費補正算入、公債費算入、密度補正算入全てにおいて減少したが、特に、公債費で、前年度比 1 億 7,250 万 2 千円 (4.2%) の減少となっている。この主な要因は、前述した令和 5 年度臨時財政対策債償還基金費分の算入に伴う臨時財政対策債償還費の減である。このほか事業費補正で、前年度比 1 億 3,603 万 3 千円の減となっている。この主な要因は、下水道費で資本費平準化債の制度拡充に伴う借入見込額の増により前年度比 1 億 2,316 万 1 千円の減となっている。

控除財源（特定財源と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）のトータルは 43 億 3,650 万 7 千円となり、前年度比 2 億 6,343 万 9 千円 (5.7%) の減となった。

その結果、控除財源のトータルは減少したが、元利償還金と準元利償還金の合計額が 56 億 5,788 万 8 千円で、前年度比 4 億 9,074 万 2 千円 (8.0%) 減少したため、分子全体額は、13 億 2,138 万 1 千円となり、前年度比で 2 億 2,730 万 3 千円 (14.7%) 減少し、比率を改善する要因となっている。

（分母：標準財政規模と基準財政需要額算入額（控除）について）

次に分母について、標準財政規模は、(1) 実質赤字比率 (P5) で記載したとおり、208 億 6,316 万円で、前年度に比べ 8,434 万 6 千円 (0.4%) 増加している。

地方交付税（臨財債含む）は、昨年度に続き追加交付（臨時経済対策費 8,166 万円、給与改定費 1 億 1,439 万 8 千円、臨時財政対策債償還基金費 1 億 1,297 万 3 千円、調整率戻し 1,243 万 3 千円）があったものの基準財政収入額の増により前年度比で減少となった。（普通交付税で前年度 2 億 5,741 万 3 千円の減、臨財債で前年度 5,049 万 1 千円の減）。

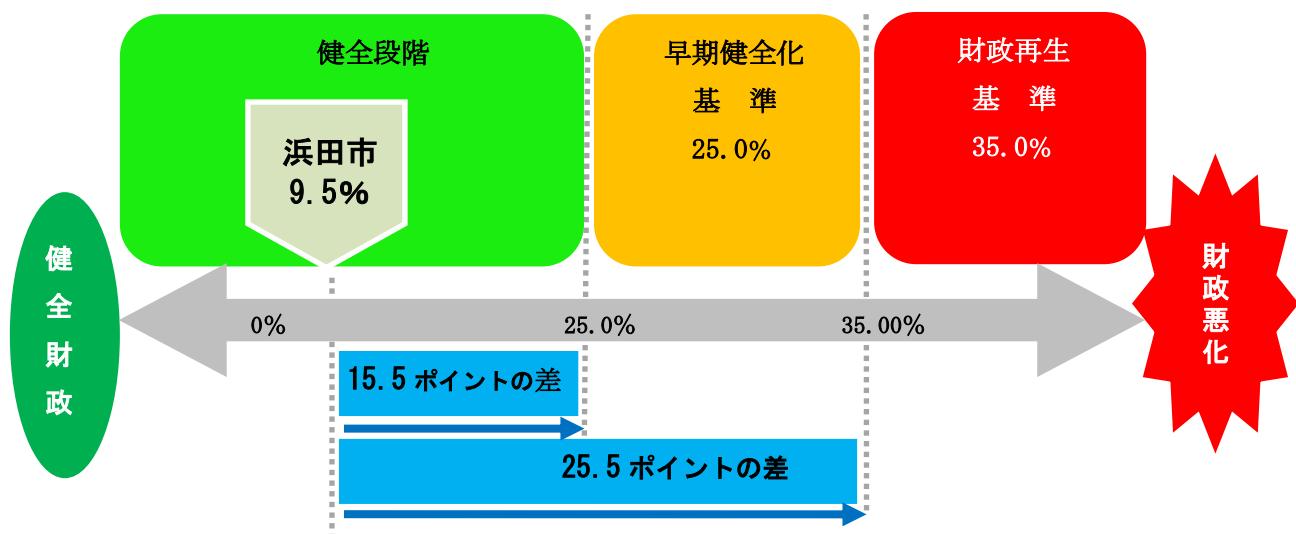
次に、標準税収入額等については、法定普通税のうち固定資産税の増加が大きく、各種交付金は減少したものの地方譲与税等は増加となったため、115 億 2,543 万 2 千円で、前年度比で 3 億 9,225 万円の増となっている。

標準財政規模から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、41 億 9,754 万 2 千円で、前年度と比べ 3 億 1,654 万 5 千円 (7.0%) 減少している。

結果として、分母全体では 166 億 6,561 万 8 千円となり、前年度と比べ 4 億 89 万 1 千円 (2.5%) 増加していることにより、比率にはプラス要因となっている。

分子が減少し、分母が増加したため、単年度及び 3 か年平均の比率は減（改善）となった。

図5 《【実質公債費比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標である。

連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。

比率は次の算式による。

【計算式】	$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{①充当可能基金額} + \text{②特定財源見込額} \\ + \text{③地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額 (D)}}$
$3.7 = \frac{530 \text{ 億 } 3,623 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} - \left[\begin{array}{l} 152 \text{ 億 } 5,695 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} + 8 \text{ 億 } 5,759 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \\ + 363 \text{ 億 } 55 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \end{array} \right]}{208 \text{ 億 } 6,316 \text{ 万円} - 41 \text{ 億 } 9,754 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}}$	

将来負担比率は3.7%で、前年度の6.3%と比べ2.6ポイント低下（改善）しており、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

表9 将来負担比率の推移

区分	令和4年度	令和5年度 (b)	令和6年度 (a)	増減 (a) - (b)
将来負担比率 ((A-B) / (C-D))	20.9 %	6.3 %	3.7 %	ポイント △2.6

図6 将来負担比率の推移

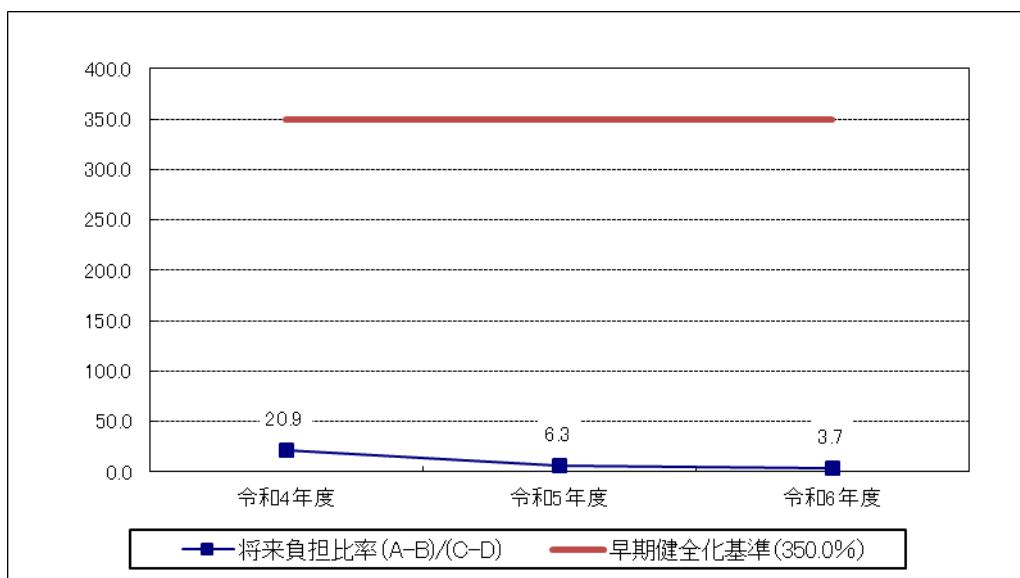


表 10 将来負担額等の状況

区分		令和4年度			令和5年度			令和6年度			対前年度比較			
		増減額			増減率									
分子	将来負担額 (A)	588	2371	7	548	2416	1	530	3623	2	△17	8792	9	△3.3
	充当可能財源等 (B)	555	6044	6	537	8795	8	524	1510	0	△13	7285	8	△2.6
	分子 計 (A-B)	32	6327	1	10	3620	3	6	2113	2	△4	1507	1	△40.1
分母	標準財政規模 (C)	203	4488	9	207	7881	4	208	6316	0		8434	6	0.4
	算入公債費等の額(控除) (D)	47	3281	5	45	1408	7	41	9754	2	△3	1654	5	△7.0
	分母 計 (C-D)	156	1207	4	162	6472	7	166	6561	8	4	0089	1	2.5

表 11 将来負担額の内訳

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
将来負担額 (A)	588 2371 7	548 2416 1	530 3623 2	△17 8792 9	△3.3
地方債の残高	440 6755 3	407 8993 4	391 3802 4	△16 5191 0	△4.0
公営企業債等繰入見込額	102 6347 9	94 6766 1	89 3965 2	△5 2800 9	△5.6
組合負担等見込額	0	0	0	0	-
退職手当負担見込額	44 9268 5	42 9833 3	42 5246 4	△ 4586 9	△1.1
債務負担行為に基づく支出予定額	0	2 6823 3	7 0609 2	4 3785 9	163.2

(将来負担額について)

将来負担額は 530 億 3,623 万 2 千円で、前年度比 17 億 8,792 万 9 千円 (3.3%) 減少し、比率を改善することになっている。内訳及び要因は以下のとおりである。

ア 地方債の残高

将来負担額のうち、地方債残高は 391 億 3,802 万 4 千円で、前年度比で 16 億 5,191 万円 (4.0%) 減少している。令和 6 年度も高速情報通信基盤整備事業や周布橋整備事業等の大規模投資事業を実施しているものの、平成 17 年度の合併後を集中投資期間として行った大規模投資事業に係る旧合併特例債の償還が終了してきており繰上償還の実施(令和 6 年度は臨時財政対策債を 8 億 4,071 万 5 千円繰上償還)等により、地方債残高は平成 28 年度から連續して減少している。

イ 公営企業債等繰入見込額

次に、公営企業債等繰入見込額は 89 億 3,965 万 2 千円で、前年度比で 5 億 2,800 万 9 千円 (5.6%) 減少している。水道事業は起債残高自体の減により減少となっており、下水道事業は資本費平準化債の制度拡充に伴う繰出基準割合の減により減少となっている。

内訳は、水道事業会計が 34 億 5,543 万 5 千円、下水道事業会計が 54 億 8,421 万 7 千円となっている。

ウ 退職手当負担見込額

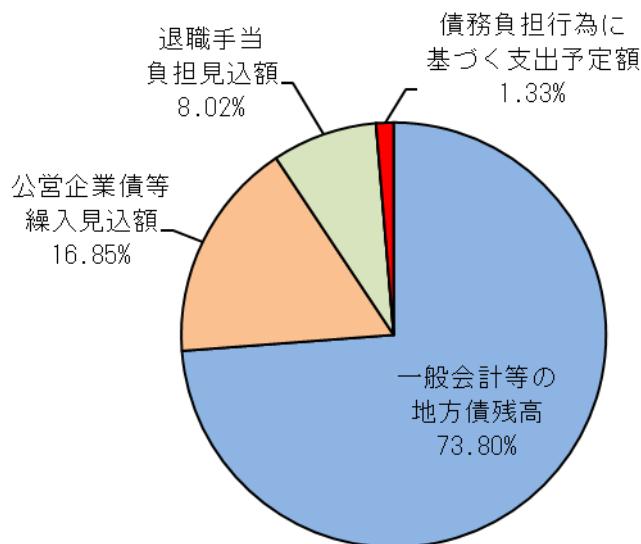
42億5,246万4千円で、前年度比で4,586万9千円(1.1%)減少している。職員数が算定上、前年度の586名から577名へ9名減となったためである。

エ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は7億609万2千円で、前年度比で4億3,785万9千円(163.2%)増加している。これは、浜田市土地開発公社が取得したNTT社宅跡地用地を浜田市が買い戻す場合に必要となる経費である。

将来負担額の内訳比率としては、図7のとおりである。

図7 将来負担額の内訳



(充当可能財源等について：将来負担額から控除)

次に、将来負担額から控除できる充当可能財源等については、524億1,510万円で、前年度比13億7,285万8千円(2.6%)減少している。

内訳は、充当可能基金は152億5,695万5千円となり、前年度比で6,339万5千円(0.4%)減少している。財政調整基金や市民生活安定化基金は増加したものの、繰上償還に伴う減債基金の減少が大きかったことが主な要因である。

充当可能特定歳入(公営住宅使用料等)は8億5,759万4千円となり、前年度と比べ9,452万2千円(9.9%)減少している。

地方債を財源とする貸付金についても通常償還により償還見込額が減となった。

なお、市が支援する学校法人等に対する貸付金に係る償還見込額であるため、今後も、経営状況を十分に注視しながら、確実な返済がされるよう適切な対応に努められたい。

一方、基準財政需要額算入見込額は、地方債残高の減少等により363億55万1千円となり、前年度と比べ12億1,494万1千円(3.2%)減少している。

基準財政需要額算入見込額の減少幅が大きく、充当可能財源等の合計額は大きく減少した。

将来負担比率の分子においては、充当可能財源等の減少に対し、将来負担額等の減少幅の方が大きかったため、分子は減少し比率が改善する要因となっている。

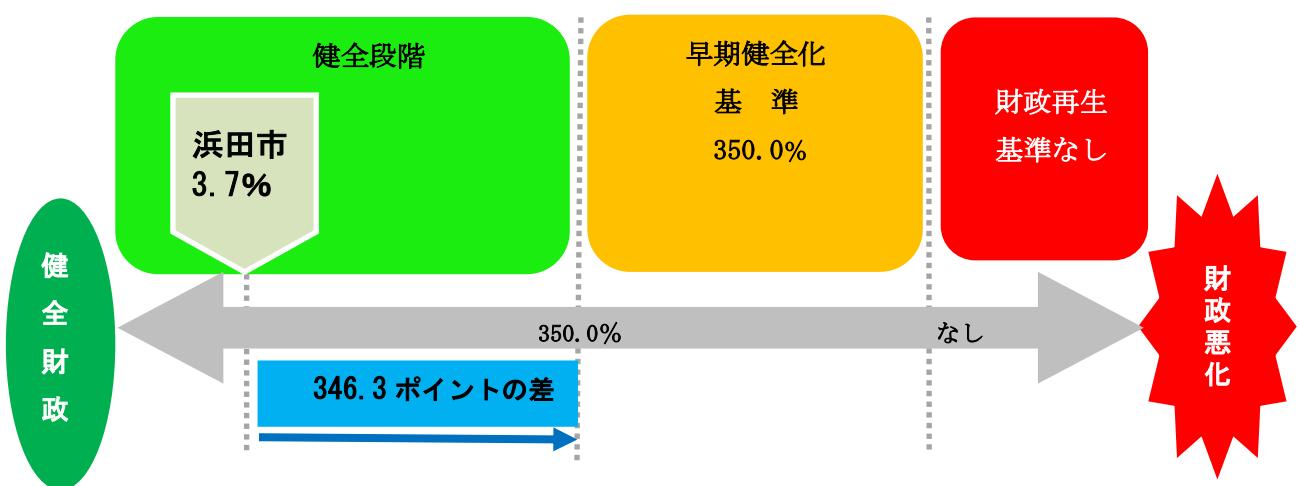
(分母：標準財政規模と算入公債費等（控除）について)

一方、分母については、166 億 6,561 万 8 千円で、前年度比で 4 億 89 万 1 千円 (2.5%) 増加し、将来負担比率が下がる（改善する）要因となっている。

事業費補正、公債費算入の減少を主要因として算入公債費等が減少したほか、固定資産税の増加を主要因として標準財政規模が増したため、全体で増となった。

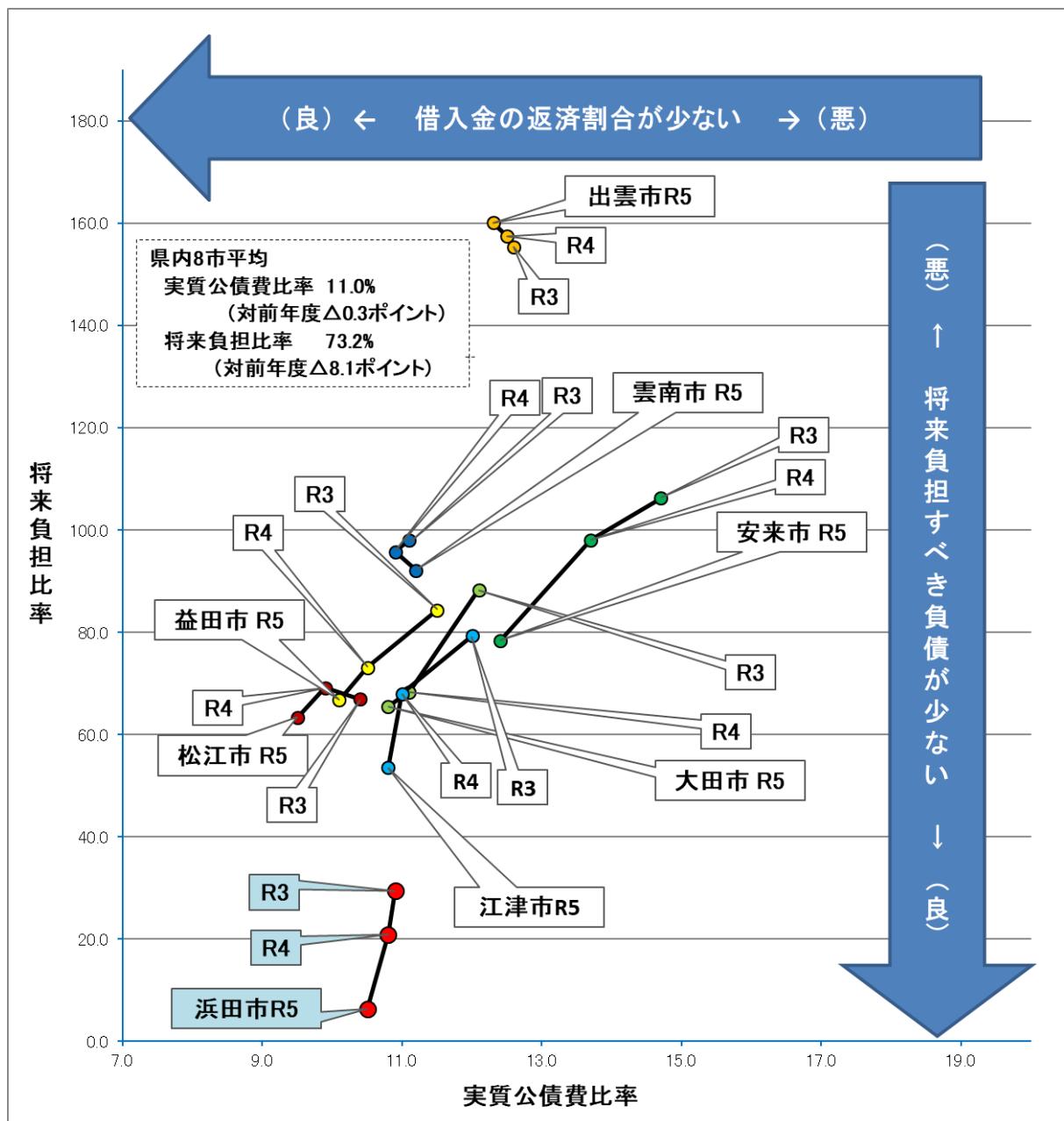
分子が減少し、分母が増加したため、将来負担比率は下がっている（改善している）。

図 8 《【将来負担比率】 早期健全化基準との比較イメージ》



(5) 令和5年度数値から見た県内8市の比較

図9《県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和5年度)の比較イメージ》



[総務省 令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）データより作成】

浜田市の実質公債費比率は、県内3位で、令和5年度は10.5%となっている。将来負担比率は平成29年度から県内1位で、令和5年度は6.3%となっている。将来負担比率では、江津市が2位(53.6%)、松江市が3位(63.3%)、大田市が4位(65.5%)となった。

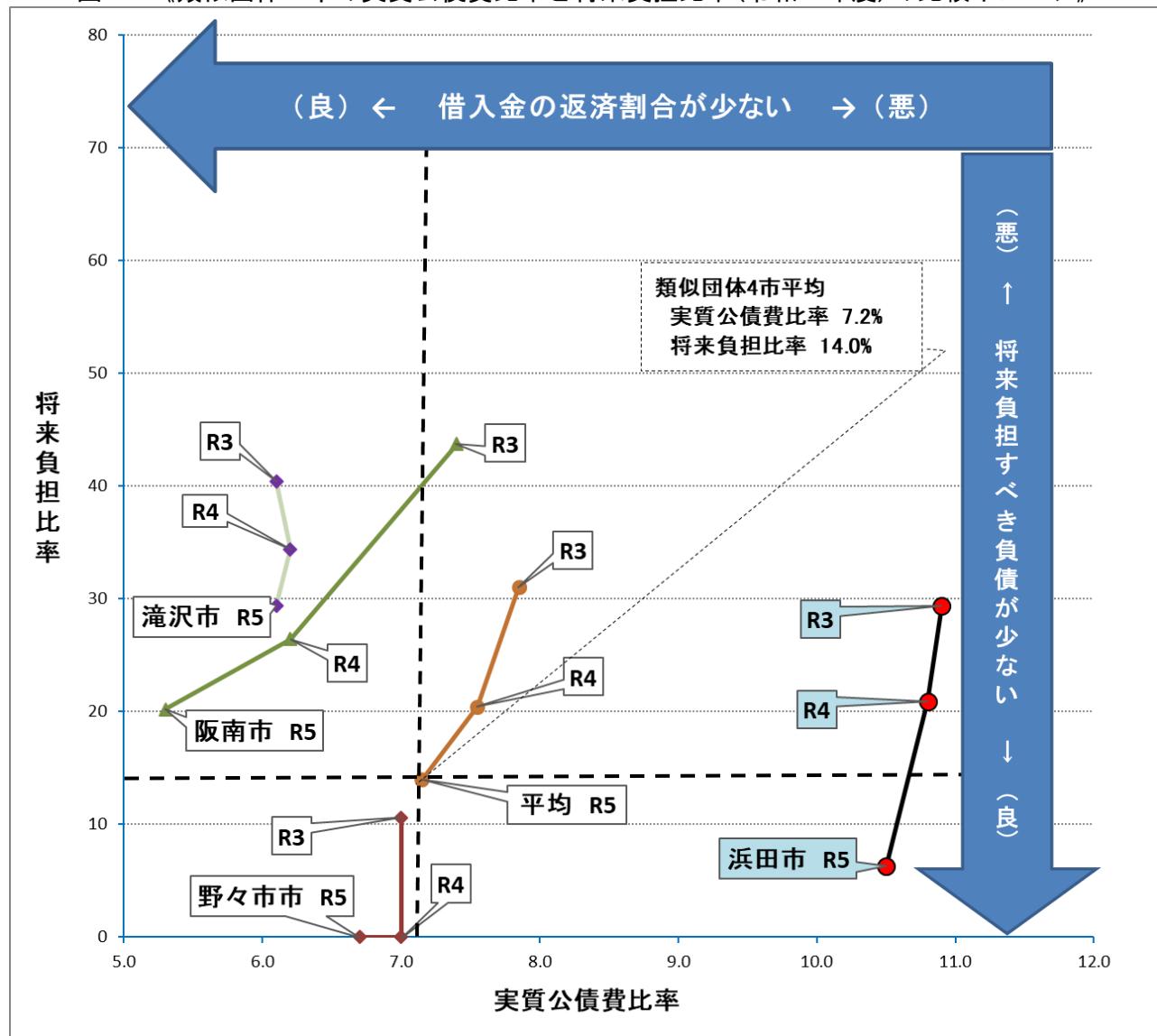
県内8市平均の将来負担比率は、対令和4年度比で8.1ポイント低下(改善)している。

表12 県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和5年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	9.5 %	63.3 %	大田市	10.8 %	65.5 %
浜田市	10.5	6.3	安来市	12.4	78.3
出雲市	12.3	160.1	江津市	10.8	53.6
益田市	10.1	66.7	雲南市	11.2	92.1

(6) 令和5年度数値から見た類似団体4市の比較

図10 《類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和5年度)の比較イメージ》



〔総務省 令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）データより作成〕

浜田市は、島根県内8市の中ではここ数年トップクラスに位置している。しかしながら、類似団体（都市II-3）108市中の人団体規模が同規模（約5万～5万5千人）の4市での比較においては、実質公債費比率は4番目、将来負担比率は2番目に位置している。浜田市以外の3市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表13 類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和5年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
滝沢市(岩手)	6.1 %	29.4 %	阪南市(大阪)	5.3 %	20.2 %
野々市市(石川)	6.7	—	浜田市	10.5	6.3
実質公債費比率の平均 7.2%			将来負担比率の平均 14.0%		

(注) 将来負担比率算式の分子において、将来負担額よりも充当可能基金や特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額が多い場合、数値を算出しないため「—」と表示している。

3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

【計算式】	資金不足額 (A)	—
資金不足比率	=	— = 各会計の事業規模

資金不足比率は、次のとおりである。

表 14 資金不足比率の状況

会計名		資金不足額(A)	事業の規模(B)	資金不足比率(A)/(B) × 100	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	千円	億 万 千円 11 5974 5	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	1 0299 8	—	
	下水道事業会計	—	1 7717 6	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 15 資金不足額・剩余额の状況

会計名		資金不足額・剩余额		増減(a) - (b)
		令和5年度(b)	令和6年度(a)	
法適用	水道事業会計	億 万 千円 12 7948 4	億 万 千円 11 3410 6	億 万 千円 1 4537 8
	工業用水道事業会計	3 8057 5	3 9362 3	1304 8
	下水道事業会計	2120 4	5962 2	3841 8
法非適用	農業集落排水事業特別会計	1174 7	—	△ 1174 7
	漁業集落排水事業特別会計	171 8	—	△ 171 8
	生活排水処理事業特別会計	478 6	—	△ 478 6

(注) 資金不足額・剩余额は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 16 一般会計からの繰入金の状況（基準内、基準外を含む合計額）

会計名		繰入金額				増減(a)－(b)	
		令和5年度(b)		令和6年度(a)			
法適用	水道事業会計	億	万	千円	億	万	千円
	水道事業会計	5	0385	5	4	5186	4
	工業用水道事業会計		8	7		8	6
法非適用	下水道事業会計	3	9417	7	5	5456	8
	農業集落排水事業特別会計	4	0983	3	—		△4,0983.3
	漁業集落排水事業特別会計	2781	7		—		△2781.7
法非適用	生活排水処理事業特別会計	3486	0		—		△3486.0

(注) 一般会計の繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

地方公営企業法第17条の2第1項第1号の規定に基づく一般会計から公営企業会計への繰出しについて、毎年度、総務省から通知が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

公営企業会計等は、表15に示すとおり、一般会計からの繰入金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法（地方公営企業法、地方財政法）により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。

しかし、国の基準に基づかない市の施策による基準外の繰入金も生じている。(2)の連結実質赤字比率でも記載したように、法適用の下水道事業会計、法非適用の国民健康保険特別会計（直診勘定）においては、収支不足を補うための基準外繰入を行うことで黒字を維持している実態がある。

水道事業については、算定上は約11億3千万円の剩余金があり、比率上、当面は問題ない。但し、将来的には、人口減少に伴う給水収益の減や国の基準上における繰入金（高料金対策補助金）の大幅な減少が見込まれている。さらに、管路整備・更新の計画見直しに係る費用増加が見込まれ、収支は悪化していくことが予測されるため、中長期的な視点にたって経営の効率化と財政基盤の強化を図る必要がある。

下水道事業については、令和5年度まで特別会計だった農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業が公営企業会計に移行し、令和2年度からすでに公営企業会計を適用していた公共下水道事業（公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業）とあわせて会計統合した。会計統合後も収益の大半を一般会計からの繰入金が占めており、約1億9千万円の基準外繰入金（実質的な赤字補填）により経営を維持している実態があり、独立採算の原則、汚水私費の原則に沿っていないものとなっている。

しかし、人口減少や節水機器の普及による使用料の減、老朽化による設備更新費用の増等、下水道事業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、早急な経営改善も困難となっている。今後、厳しい環境がますます加速していくことからも、公営企業法の適用により明らかとなる経営成績や財政状況の分析結果に基づき経営の効率化を図り、適正な料金の在り方についての検討や広域化・共同化の推進等により、持続可能な事業運営の構築を促していく必要があり、

基準外繰入金については前年度の繰入額を下回り、遞減していくことが望ましい。

事業の持つ公益性の観点から、財政的な基盤を健全にするため、建設改良に係る費用等の一部を一般会計からの繰入れにより賄うことはやむを得ない側面があるが、一方で、受益者負担の観点や公営企業の独立採算の趣旨から、基準外繰入を可能な限り縮減し、より自立した事業運営が行われることが望ましいため、適正な料金設定のあり方も含めて、繰入金の適正な水準について検討されたい。

4 まとめ及び意見

(1) 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、審査に付された比率全体としては、次のとおりいずれも国の示す基準の範囲となっている。

表 17 健全化判断比率の状況

区分	令和5年度 (b)	令和6年度 (a)	増減(a)－ (b)	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— (△4.06)	— (△4.32)	△0.26 ポイント	12.41	20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△12.38)	— (△12.06)	0.32 △	17.41	30.00
(3) 実質公債費比率	10.5	9.5	△1.0 △	25.0	35.0
(単年度比較)	(9.52)	(7.93)	△1.59 △		
(4) 将来負担比率	6.3	3.7	△2.6 △	350.0	

(注) ()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注) は改善、 は悪化を示す。

実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した本年度の比率は9.5%で、前年度に比べ1.0ポイント低下(改善)している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。なお、単年度の比率は7.93%で、前年度に比べ1.59ポイント低下(改善)している。

将来負担比率については、前年度に比べ2.6ポイント低下(改善)し3.7%となっている。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

(2) 各比率の今後の動向について

健全化判断比率（表 18 及び図 11～13 参照）は、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきましたことで、改善基調である。令和 6 年度は、連結実質赤字比率が前年度より悪化する等注視する点が見受けられる。

ア 実質公債費比率について

実質公債費比率の今後の動向は、分母においては、法定普通税のうち固定資産税について、令和 5 年度及び令和 6 年度に増加の要因となった償却資産分の減価償却に伴い、固定資産税の遞減が見込まれるもの、これまでの繰上償還による元利償還金の減少や、過疎債、緊急防災・減災事業債等の交付税算入の手厚い地方債の借入にシフトによる算入公債費の増があり、令和 7 年度以降は比率の改善が予想される。

イ 将来負担比率について

将来負担比率の今後の見通しとして、将来負担額（分子）については、投資的経費の規模を縮減していくように中期財政計画では示しているものの、美又地域再開発事業や周布橋・浜田橋の架け替えをはじめとする災害復旧関連経費、次期防災情報システム整備事業等の防災・減災対策に要する経費等の増により、令和 7 年度以降に実質単年度収支が赤字に陥った場合、充当可能基金（分子：控除財源）が減少し、比率は現行の水準から徐々に悪化していくことが懸念される。

また、学校建設事業や市街地下水道整備工事等の大型投資事業が迫っており、今後は地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想され、将来的にさらなる比率の悪化を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。

ウ 資金不足比率について

一般会計については、中期財政計画において財政調整基金はほぼ横ばいであり、見通し期間まで（令和 15 年度まで）において資金不足が生じる水準には至らないと見込んでいる。

各公営企業会計については、令和 6 年度から農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び生活排水処理事業が公営企業会計を適用しており、繰出金基準が変わるため基準外繰出の増が予想されたものの、令和 6 年度の資本費平準化債の制度拡充により、結果的に下水道事業全体では基準外繰出は減となった。引き続き一般会計からの繰入金により赤字補填を行うため、各会計が作成する投資・財政計画上は資金不足が生じない見込みとなっている。

(3) 類似団体との比較について

令和 5 年度の確報値でいえば、実質公債費比率は県内 3 位、将来負担比率は県内 1 位であるものの、類似団体内（全 108 団体）においては実質公債費比率 99 位、将来負担比率 60 位であり、特に実質公債費比率については高い水準にあるといえる。今後、大型投資事業に着手した場合は、類似団体と比してさらに数値は高くなることが見込まれる。

浜田市の財政状況を、人口 1 人当たりの類似団体との比較で見ると、表 19 に示すとおり、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。

歳出では、公債費の構成比が高く、決算額も類似団体の 3 倍以上となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も浜田市が 0.41 で、類似団体の 0.70 に比べ大きく下回り財政力が弱いことを示している。

また、地方債、公債費の構成比が高いということは、インフラやハコモノの整備等いわゆる

ハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを本市の構造的な特徴として示している。あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、人口規模が同規模（約5万～5万5千人）の4市の平均との比較（図10参照）では、実質公債費比率で3.3ポイント上回っている（比率が悪い）。将来負担比率においては、4市平均より7.7ポイント下回っている（比率が良い）。類似団体との比較においては、単純比較は適当ではないが、一つの指標として参考にされたい。

（4）意見（まとめ及び補足）

令和6年度の健全化判断比率について、実質赤字比率、実質公債費比率（3か年平均、単年度数値）、将来負担比率において数値が改善しているが、連結実質赤字比率において、若干数値が悪化している。

但し、国の基準に照らした場合には、4指標において財政の健全化を維持している。また、県内8市の状況と比較しても、本市は実質公債費比率が県内3位、将来負担比率が県内1位であり、健全な財政運営を行っている。

なお、資金不足比率においても、各会計において、算定上の赤字は発生していない。

今後の状況としては、人口減少に伴う地方交付税の遞減、高齢化とともに社会保障費の増加、新たな行政需要への対応や近年の異常気象による災害対応等の臨時の費用も発生することが予測される。

また、今後見込まれる学校建設事業や市街地下水道整備工事の大型投資事業が迫っており、今後は地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想される。さらに、公営企業会計においては、一般会計からの繰入による財政支援が実施されているが、独立採算の原則に基づき、適正な料金設定を行う等自立した経営がなされるよう改善を図る必要がある。

これらの将来的には比率を悪化させる要因が見受けられるため、諸課題に柔軟に対応できるよう社会経済情勢を的確に把握しながら、中長期的な視点に立ち健全な財政運営を行っていくことが求められる。

なお、留意すべき課題として、市が保有するインフラ資産も含めた公共施設等の老朽化による維持管理に係る経費や更新需要額の増加への対応が挙げられる。今後の財政運営において、財政負担を発生させ、将来的に比率を悪化させるリスク要因である。

更新需要に見合う財源対策については、公共施設の長寿命化に特化した「公共施設長寿命化等推進基金」を充てることで、道路や橋梁の事業費を確保する等有効な対応をしているが、資産の老朽化への対応は、市民生活の安全安心に直結するため、引き続き、必要な財源確保を図り、優先順位をつけながら適時適切な維持更新を実施することを望む。

維持更新費用の抑制により、比率の数値を下げることのみで財政運営が健全化していると判断するのではなく、必要な維持更新を必要な時期に適切に実施した上で、数値の改善を実現することが求められる。

今後も自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、それに見合った市民福祉向上のための全体的なバランスに配慮した予算配分に心がけ、行財政改革を断行し、公共施設の再配置計画や「中期財政計画」をもとに、持続可能な財政運営を実現することを期待するものである。

〈参考〉

表 18 10 年間の健全化判断比率の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(1) 実質赤字比率	— % (△3.02)	— % (△2.69)	— % (△2.25)	— % (△2.37)	— % (△2.78)
(2) 連結実質赤字比率	— % (△8.82)	— % (△9.42)	— % (△9.84)	— % (△9.31)	— % (△9.88)
(3) 実質公債費比率	10.6	9.9	10.1	10.5	10.9
(単年度比率)	(10.24)	(10.84)	(9.46)	(10.48)	(11.39)
対前年度比較	△0.7	△0.2	△1.4	0.4	0.4
(4) 将来負担比率	93.1	82.6	72.3	59.5	54.6
対前年度比較	△10.5	△10.3	△13.4	△12.8	△4.9

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(1) 実質赤字比率	— % (△3.25)	— % (△5.18)	— % (△5.43)	— % (△4.06)	— % (△4.32)
(2) 連結実質赤字比率	— % (△11.50)	— % (△13.41)	— % (△13.64)	— % (△12.38)	— % (△12.06)
(3) 実質公債費比率	10.7	10.9	10.8	10.5	9.5
(単年度比率)	(10.30)	(11.08)	(11.13)	(9.52)	(7.93)
対前年度比較	△0.2	0.2	△0.1	△0.3	△1.0
(4) 将来負担比率	44.1	29.4	20.9	6.3	3.7
対前年度比較	△10.5	△14.7	△8.5	△14.6	△2.6

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

下段 () の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3 か年平均値。下段 () は単年度の実質公債費比率

図 11 10 年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

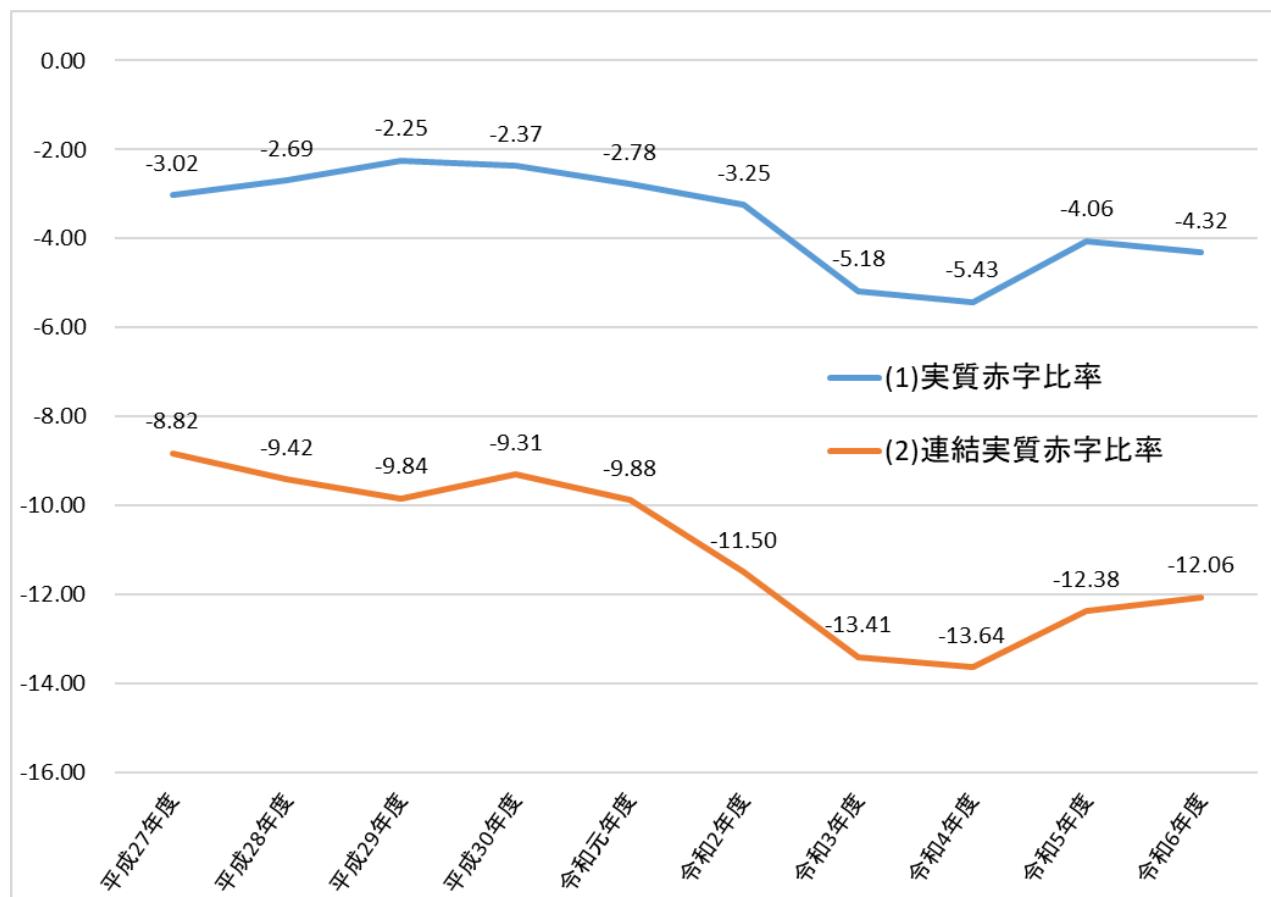


図 12 10 年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

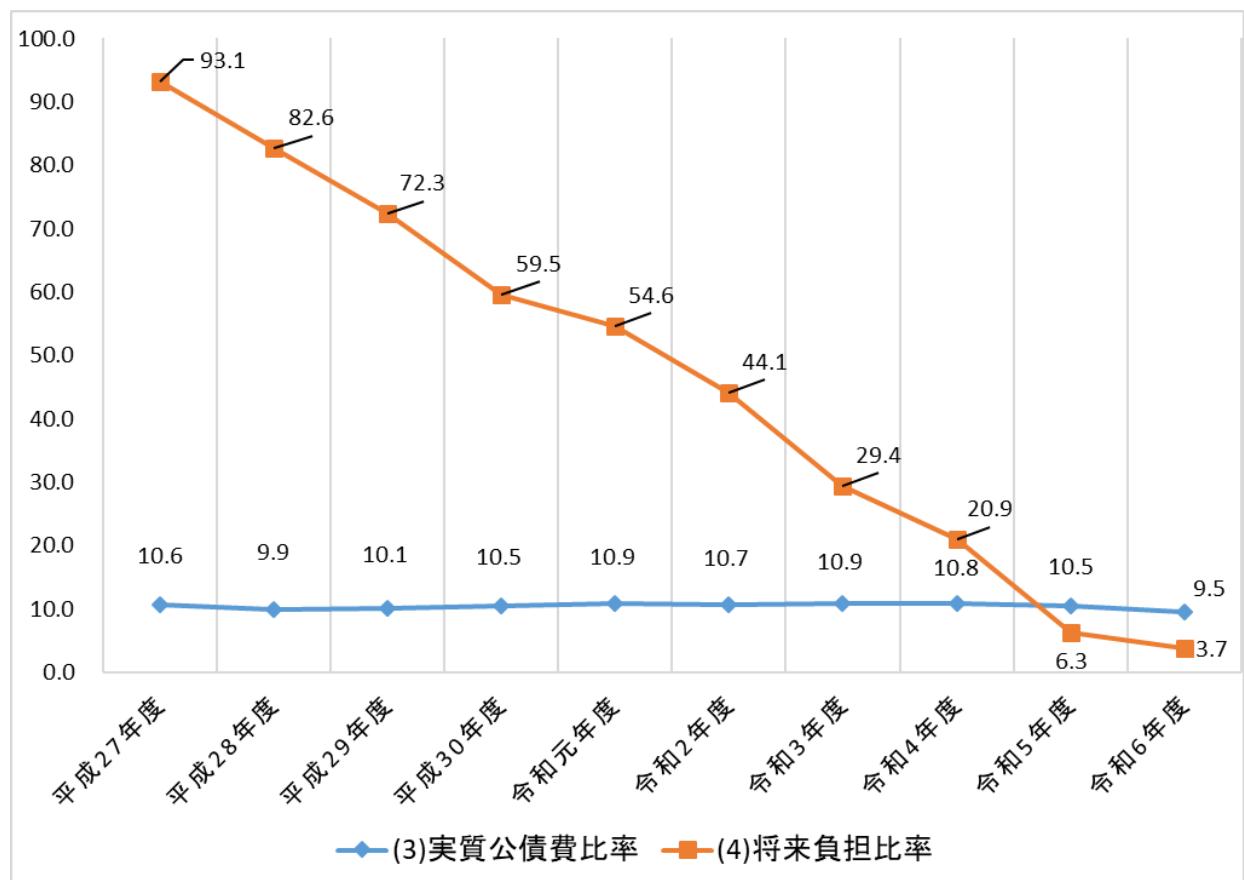


図 13 10 年間の単年度の実質公債費比率の推移

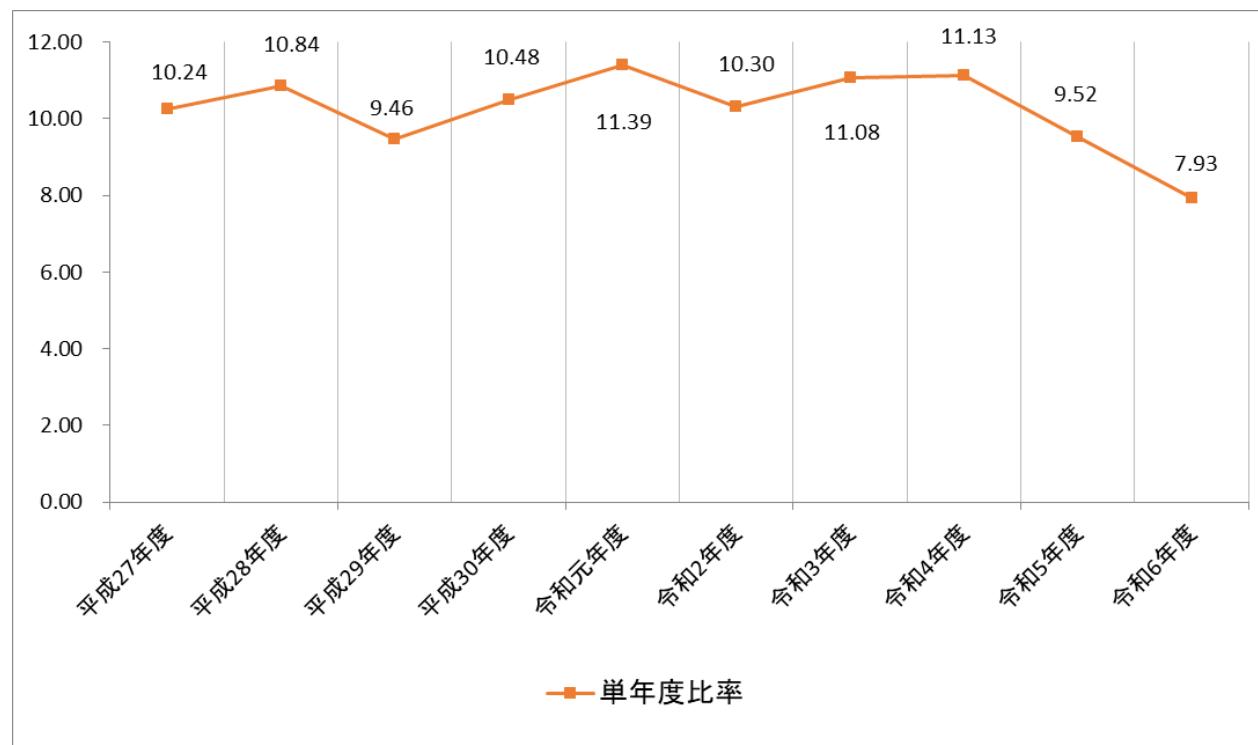
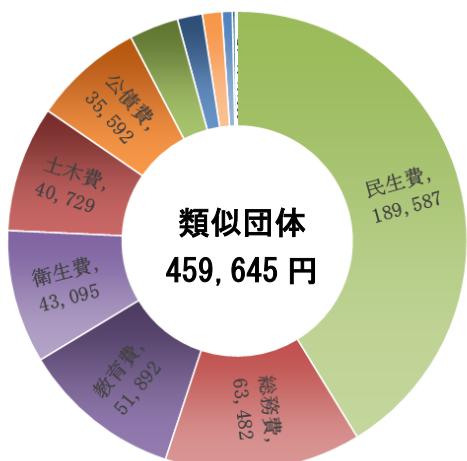


表19 人口1人当たりで見た類似団体比較(令和5年度数値)

人口1人当たりの歳入の状況(抜粋)					
区分	浜田市		類似団体(都市II-3)		
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)	
地方税	197,029	24.3	151,767	31.7	
地方交付税	224,838	27.8	70,172	14.7	
地方債	50,170	6.2	23,854	5.0	
歳入合計	810,017	100.0	478,391	100.0	



人口1人当たりの歳出の状況(抜粋)					
区分	浜田市		類似団体(都市II-3)		
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)	
公債費	119,250	15.1	35,592	7.7	
投資的経費	94,496	12.0	46,940	10.2	
歳出合計	789,797	100.0	459,645	100.0	



(財政力指数)

浜田市	類似団体
0.41	0.70

